第二十四条第三項第二号中「第五十八条第一項」を「第三十六条第二項、第五十八条第一項」に、「第六章」を「第三十六条の規定の施行に関し必要な事項並びに同条及び法第六章」に改め、同項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　法第三十九条第二項及び第三項、第四十一条第一項第四号、第四十五条第二項第八号、第四十六条第一項並びに第五十二条第二項の主務省令並びに法第七十一条の主務省令（法第五章の規定の施行に関し必要な事項並びに同章の規定を施行するために行う法第六十四条第一項の規定による監督、同条第二項の規定による命令並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関し必要な事項を定めるものに限る。）　経済産業大臣の発する命令

四　法第七十一条の主務省令（法第三十五条、第三十七条及び第五十五条の二の規定の施行に関し必要な事項並びに法第三十五条、第三十七条及び第五十五条の二の規定を施行するために行う法第六十四条第一項の規定による監督、同条第二項の規定による命令並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関し必要な事項を定めるものに限る。）　内閣総理大臣及び経済産業大臣の発する命令

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百五十一号を次のように改める。

百五十一　原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）

第九条の四第九十号を次のように改める。

九十　原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）

（自衛隊法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

一　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）別表第十第七十三号

二　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）第一条

三　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三条第三号(52)

四　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）第百九号

五　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第一条

六　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条

七　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条第七十三号及び第三十一条第八号

八　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十七条第八号

九　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令（平成二十三年政令第二百九十四号）第六条各号

十　電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第二百四十四号）第七条中行政手続法施行令第一条の改正規定

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第百二十二号を次のように改める。

百二十二　原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）

第四十三条第二項第百五号を次のように改める。

百五　原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）」に改める。

第四十三条第六項第五号中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）」に改める。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第六条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表原子力損害賠償支援機構の項を次のように改める。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の定め 資本金

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第四号中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」を「原子力損害賠償支援機構法」に改める。

第五十一条第一項第十三号中「原子力損害賠償支援機構に」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構に」に、「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　第三条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　山本　一太
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十四号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十八条第五号及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第二項第一号に次のように加える。

ニ　法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引

附　則

この政令は、平成二十六年九月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三